以下の仕様を満たすこと。

1	注射薬混注鑑査システム
1-1	2023年2月末時点で、日本国内への導入実績数が140施設以上あること。
1-2	注射薬混注鑑鑑査システムはバーコードリーダーを利用して処方データバーコードの確定や薬品のバーコード認識ができ、天秤を用いた重量鑑査ができる
1-3	注射薬混注鑑査システムの調製クライアントは安全キャビネット、クリーンベンチ、アイソレータにも設置できること。
1-4	安全キャビネット内に投影するパネルは日々の清掃を考慮し、抗がん剤を不活性化させる薬剤に耐性があること。
1-5	注射薬混注鑑査システム表示面は上記の性能を確保しつつ認識が良いこと。また表示する装置は抗がん剤に暴露する恐れが無いように作業スペース内に設置せず、プロジェクターで投影できること。
1-6	システム画面は調製作業を行う手元と同じ目線で確認ができるようにプロジェクターにて正面に投影ができること。
1-7	鑑査する手順において調製する薬品の撮影、及び抜き取るシリンジの撮影ができること。
1-8	調製中の操作を行う際に、操作機器が被曝しないよう調製スペース以外に置かれている装置を操作する必要がないこと。
1-9	システムの操作は全ての操作をフットスイッチのみでできること。
1-10	操作を行う為の装置はカート等に装備され、調製キャビネットの下部に収納でき、キャビネット前面のスペースを使用することのないように設置できること。
1-11	調製鑑査機能のほかに、調製鑑査終了データを最終鑑査できること。また、その結果データは帳票用モノクロレーザプリンタで印刷できること。
1-12	調製作業者のIDバーコードを読み取りログインできること。さらに、調製鑑査データとの紐付けを行い、誰がどの患者の注射薬調製を行ったかの履歴を保
1-13	調製作業者ログイン認証にはバーコード認証ができること。
1-14	抗がん剤の凍結乾燥剤が複数本含まれる処方の場合に、端数の抜き取り対象本数と全量抜き取り対象本数を各々でまとめ、同じオーダー行として表示し重量鑑査処理ができること。
1-15	薬品を抜き取る際に複数瓶に抜き取り作業が分かれる場合、最初の瓶で足りなくなった不足分を次の瓶の目標値に加えトータル成分量が補えるようにすること。
1-16	溶解液を用いる手順の場合は、溶解液を秤量後、秤量された実際の溶解液量に合わせて、最終抜き取り量を自動で再計算できること。
1-17	システムで自動計算された重量と、実際の秤量された重量で自動鑑査を行うことができ、許容誤差範囲は重量毎に設定できること。
1-18	各種調製手技に対する調製モードを使用でき、薬品毎に使用する調製モードが登録できること。作業者が処方に応じて調製モードを選択でき、バイアル単位、シリンジ単位、ポンプ単位などに対応できること。
1-19	ポンプに充填する５FUの成分量に対して生理食塩水の充填量をマスター登録された値で自動セットできること。
1-20	シリンジ秤量の機能としてトータル目標量の表示や秤量ごとの積算量の表示を行い1本のシリンジのみで大量投与に対応できること。
1-21	調製データはRpごとの管理にしてあり、同一患者の複数Ｒｐを同時に調製できること。
1-22	調製件数、調製内容、調製作業者、鑑査者等のデータ集計ができ、集計結果はすべて帳票用モノクロレーザプリンタで印刷およびCSV形式のファイルに出力ができること。
1-23	調製鑑査機能のほかに、調製鑑査終了データを最終鑑査用PCで確認できること。また、その結果データは帳票用モノクロレーザプリンタで印刷および保存できること。
1-24	凍結乾燥剤、もしくは粘稠度の高い液体を調製する際に、複数の溶解液を選択できること。
1-25	凍結乾燥剤、もしくは粘稠度の高い液体を調製する際に、同一の溶解液であっても溶解液量を変えて選択できること。
1-26	凍結乾燥剤の溶解液量を指定しない場合でも、溶解液量に応じて抜き取り量を再計算し、最終的にはオーダー成分量が守れる機能を有すること。
1-27	処方に含まれる薬品が液体、または凍結乾燥剤であり過量充填がなされている場合でも抜き取り調製量がオーダー量の5%範囲内であるかチェックできること。また、誤差範囲は投与量に応じて誤差範囲を変えることができること。
1-28	補液の余剰分抜き取り量を記録できること。
1-29	補液の余剰分抜き取り量がオーダー量の誤差範囲であるか鑑査ができること。
1-30	補液の余剰分抜き取り残量がオーダー量の誤差範囲であるか鑑査ができること。
1-31	ゲージに残っている液量の誤差を総量から差し引き、オーダー量の誤差とならないような仕組みであること。
1-32	調製結果（薬品名、重量鑑査データ、成分量換算データ、体積換算データ、総体積等）を鑑査レシートプリンタで出力できること。
1-33	オーダー連携できない場合でも、誰が、どの薬品を、どれだけ調製したか履歴が残せること。
1-34	オーダー連携できない場合でも、誰が、どの薬品を、どれだけ調製したか鑑査レシートプリンタで印刷できること。
1-35	オーダー連携できない場合でも、誰が、どの薬品を、どれだけ調製したか離れた場所でも結果が表示できること。
1-36	調製中に一旦保留し、ログアウトした後でも再度ログインして同一処方の調製が継続できること。
1-37	調製対象薬品区分はTPN、抗がん剤、抗生剤、リウマチ薬、その他の薬品を含み６つの区分で統計集計ができること。
1-38	調製日以外の調製データを行おうとした際に調製者にワーニングを発し注意喚起できること。
1-39	操作の為の音声ナビゲーションが出力できること。
1-40	患者ごとの注意喚起をマスター登録でき、調製時にワーニングを発することができること。
1-41	調製Rpデータの進捗は、調製前、調製中、調製完了、鑑査完了、払出完了の進捗管理ができ、院内ネットワーク端末で利用可能なブラウザを用いて調製Rpデータの進捗が検索、表示、自動更新ができること。
1-42	調製完了した信号を任意の端末に送り、音声などで通知できること。
1-43	薬剤部門で受信したオーダー歴を比較表示して、追加薬品や同一薬品の投与量の増減を色分けなどをして通知できること。
1-44	レジメン内容を患者ごとに登録でき、履歴管理ができること。
1-45	副作用の項目を患者ごとに設定でき、グレード別の管理（１～５）ができること。
1-46	残薬抗がん剤の分割調製ができ、薬品名称、残薬量、使用日時、ロット番号バーコード等を含むラベル等の帳票物が印刷できること。
1-47	残薬は薬品ごとに開封後の使用可能時間を登録でき、超えた場合は使用できないようにすること。
1-48	データ登録された残薬は使用時間を超えた場合に調製できないような仕組みがあること。
1-49	データ登録された残薬は新規の調製に対して組み込み、新規薬品より優先して調製する計算がなされること。
1-50	お薬手帳ラベルプリンタでお薬手帳等の印刷ができること。

1-51	お薬手帳ラベルプリンタでお薬手帳に貼る薬薬連携ラベルが出力でき、オーダー内容またはレジメン内容が印刷できること。
1-52	お薬手帳ラベルプリンタで副作用情報などの文章を登録でき、指導説明書が印刷できること。
1-53	お薬手帳ラベルには病院ホームページに掲載しているレジメン情報のURLをQRコードで印字できること。
1-54	Rpごとの調製時間を記録し、データ出力できること。
1-55	期間を指定して薬剤師ごとの調製合計時間を出力できること。
1-56	集計機能があり、集計結果はすべてCSV形式のファイルに出力できること。
1-57	検査データの利用が可能で上限下限値を設定を行い範囲を超えた調製データには注意喚起を行えること。
1-58	調製完了の際に輸液ラベルのオーダーバーコードを読み取ることで輸液ラベルの貼り間違いを防止できること。
1-59	サーバはCPUがインテルXeon E3-1220v6(3GHz) 相当以上、主記憶装置の容量は8GB以上を備えていること。
1-60	サーバは300GB以上の物理的容量を持つ磁気ディスク装置を2台内蔵し、RAID1以上で構成されていること。
1-61	ハードウェアコンポーネントを二重化することにより、万が一、片方のハードウェア本体にトラブルが発生しても連続運転が可能なこと。
1-62	サーバOSはWindows Server 2022 であること。
1-63	DVD-ROMドライブ（最大24倍速）を内蔵していること。
1-64	本装置は無停電電源装置（UPS）を有すること。
1-65	1000Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
1-66	19インチ以上、解像度1280×1024以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスを有していること。
1-67	クライアントPCはCPU：DualCore Intel Core i3-13100相当以上、主記憶装置の容量は8GB以上を備えていること。
1-68	クライアントPCは500GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。
1-69	クライアントPCのオペレーティングシステムに関してはWindows11 Professionalであること。
1-70	クライアントPCは1000Base-T以上のインターフェースを１個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
1-71	使用するプロジェクターは設置、取り外しが容易に行えること。
1-72	使用するプロジェクターは500g以下の軽量なものを採用すること。
1-73	使用するプロジェクターは300ルーメン 以上でWXGA（1280×800ピクセル） 最大100インチ画面を投影できること。
1-74	使用するプロジェクターは大きさが150mm×150mm以内に収まる大きさであること。
1-75	使用するプロジェクターは台形補正、ピント調整機能を有していること。
1-76	薬品の認識に用いるバーコードリーダーはGS1データバーを読み取ることができること。
1-77	薬品を撮影するカメラは薬品をセットする台と一体になっており、離れない仕様であること。
1-78	撮影用カメラはオートフォーカス機能を有すること。
1-79	電子天秤の表示はデジタル数字による表示であること。
1-80	電子天秤は計量に対する応答性に優れ、作業が迅速に行えること。
1-81	電子天秤は計量操作が容易であること。
1-82	電子天秤は１キーの操作で応答特性を自動調整する機能を有していること。
1-83	電子天秤は測定範囲は０．０１～２０００gであり，０．１g／０．０１gで測定レンジを切替える機能を有していること。
1-84	注射薬混注鑑査システムを1式用意すること。